第2回検討会関係者ヒアリング結果(概要)

温泉に関連する4団体からヒアリングを行った。ヒアリング結果の概要は以下のとおりである。岩手県を除く関係団体においては、温泉排水のほう素、ふっ素の濃度や一律排水基準を超える施設の数などは把握されていないことが把握された。

○ 温泉所在都市協議会

- ・ 多額の費用を要する除去装置を設置することは事実上難しく、一律排水基準が適用されれば資本規模の零細な温泉旅館は廃業せざるを得ない状況となることから、除去装置の低廉化が図られるまでは暫定排水基準の適用を延長するとともに、排水処理技術の開発及び設置推進に向けた財政支援を行うこと。
- ・ 温泉排水の当該成分の濃度は、市営温泉では源泉よりも低くなっている事例があるが、民間を 含めた全ての施設について調べているわけではない。

○ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

- ・ 旅館業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあり、社会的な責務は当然果たすべきと考え てはいるが、利益に直接結びつかない設備投資金を捻出するのは非常に困難な状況。
- ・ 業界全体として、どのぐらいが一律排水基準を超えているのかは把握していない。連合会単独 では難しいが、環境省や自治体の協力があれば、実態把握について協力できる。

〇 日本温泉協会

- ・ 機関誌において温泉排水からのほう素、ふっ素濃度の低減が求められている旨の啓発を行い、 また、水質汚濁防止法への理解を高めるために講習会を行ってきた。ただし、どのぐらいが一 律排水基準を超えているのかは把握していない。
- ・ 自噴泉については、ほう素、ふっ素の排水基準は適用除外とするべきではないか。
- ・ 公共用水域の水質データが高くなってきたとき、その原因が規制対象外だった公衆浴場である ということが明らかになったときに、新たな対応を検討すべきではないか。

○ 岩手県

- ・ 一律排水基準への速やかな移行が理想的ではあるが、温泉旅館業者が経営的に負担可能な処理 技術が開発されているとは言い難い状況に配慮する必要がある。
- ・ 公共用水域におけるほう素、ふっ素の濃度レベルが全国的に上昇傾向にない限りにおいては、 温泉旅館業者が負担可能な処理技術が開発されるまでの間、暫定排水基準の適用はやむを得な いのではないか。
- ・ 公共用水域のほう素、ふっ素の濃度レベルが全国的に上昇している傾向であれば、当面、現状 レベルを悪化させないような規制、例えば新規掘削温泉の利用に対しての何らかの規制を検討 していく必要があるのではないか。